

まちづくりの実現に向けて

大山駅東地区地区計画

平成 27 年 12 月
(令和6年 12 月更新)



板 橋 区 都 市 整 備 部

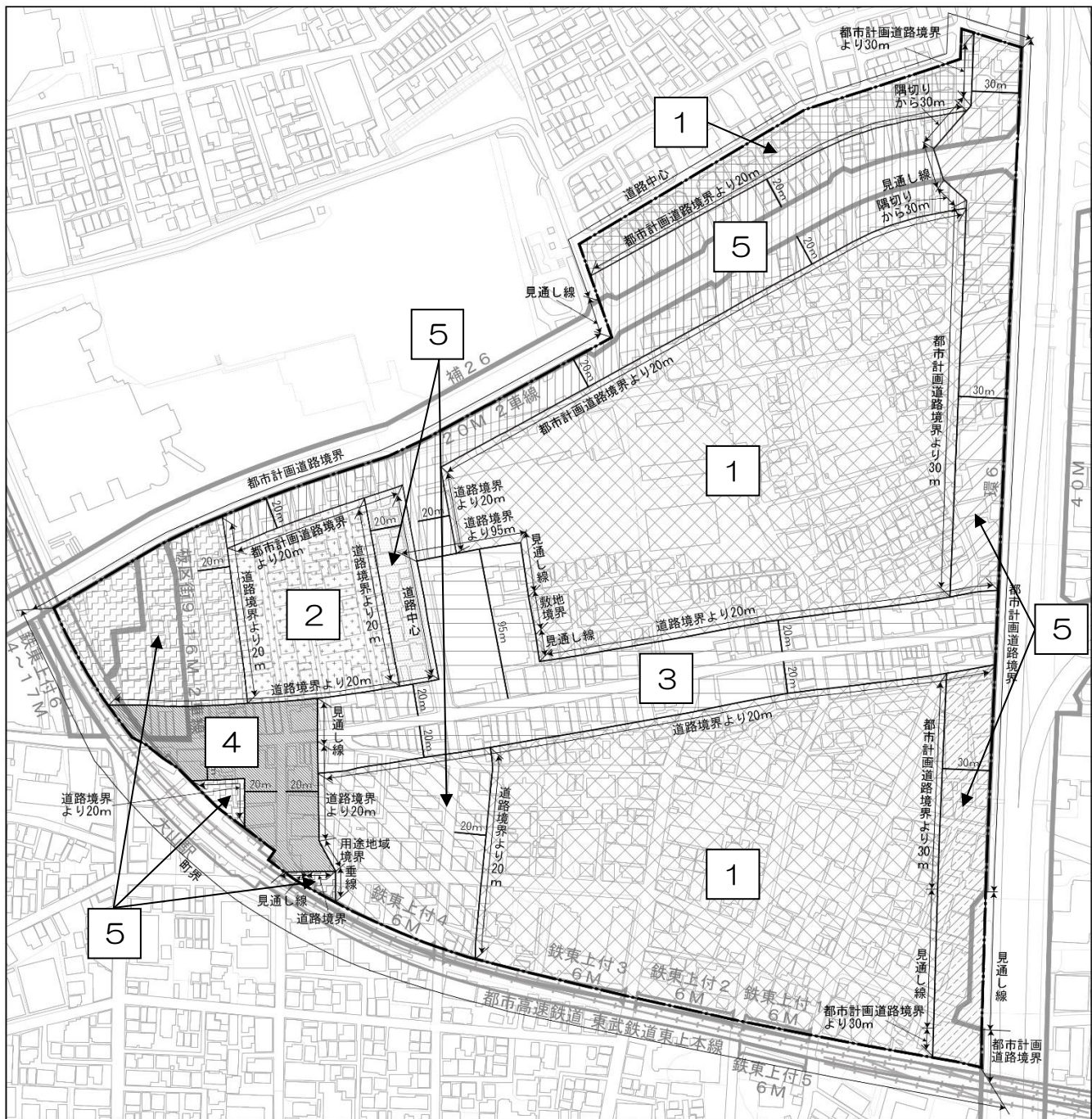
目 次

1 建築物等の整備について（地区の区分）	2
2 建築物等の整備について（建物のルール）	3～4
3 地区計画の計画書	5～13
4 地区計画の解説	
・地区区分、地区施設の配置について	14
・建築物等の用途の制限について	15
・建築物の容積率の最高限度について	16
・建築物の敷地面積の最低限度について	16
・壁面の位置の制限について	17
・壁面後退区域における工作物の設置の制限について	18
・建築物等の高さの最高限度について	18
・建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限について	19
・垣又はさくの構造の制限	19



「まちのルール」で守ろう、育てよう、自分達のまち！！
緑豊かでうるおいある、安全・安心で快適に暮らせるまちづくり！！

1 建築物等の整備について（地区の区分）



住 宅 地 区 ①	1	駅 前 地 区 ②	5
住 宅 地 区 ②		補助 26 号線沿道地区	
駅 前 周 辺 住 宅 地 区	2	山 手 通 り 沿 道 地 区 ①	
遊 座 大 山 商 店 街 地 区	3	山 手 通 り 沿 道 地 区 ②	
駅 前 地 区 ①	4	近 隣 商 業 地 区 ①	
		近 隣 商 業 地 区 ②	

2 建築物等の整備について（建築のルール）

地区計画は、建築行為等の着手30日前までに届出が必要です。

地区の区分					地区計画の概要
1	2	3	4	5	
[性風俗店] ●	●	●	●	●	①建築物等の用途の制限 良好な住環境や健全な商業環境の形成を図るため用途の制限を定めます。
[馬券場・パチンコ店 ●	●	●	●	●	
[マージャン、カラオケ等 ●	●				
[遊座大山商店街に面する建物の1階の住宅不可]		●	●		
		●			②容積率の最高限度 合理的な土地利用を図るため、13ページに示す1号壁面線が定められている敷地の容積率を400%定めます。 ただし、山手通りの道路境界線から30mの区域内は指定容積率通りです。
			●		都市計画に定められた指定容積率（500%）と、下記計算式で算出される容積率のうち、小さいほうの数値を適用します。 $\text{容積率} = \text{道路状空間} \times \text{用途地域ごとの係数}$ ※道路状空間は、道路幅員と壁面後退距離の合計値 ※商業地域の係数（対象地区）は0.6
		●	●		③建築物の敷地面積の最低限度 合理的な土地利用を図るため、敷地面積の最低限度を50㎡に定めます。
●	●				④壁面の位置の制限 敷地面積が60㎡以上の場合、隣地境界線から外壁等までの距離は0.5m以上離して建築しなければなりません。
		●	●		道路境界線から外壁等までの距離は0.5m以上、高さ13mを超える部分は2m以上離さなければなりません。
		●	●		⑤壁面後退区域における工作物の設置の制限 安全で快適な歩行環境を確保するため、壁面の位置の制限で定められた壁面線と境界線との間には門・塀・自動販売機等、交通の妨げとなるような工作物は設置できません。

➡次ページに続く

地区の区分					地区計画の概要
1	2	3	4	5	
17m ※	－	25m 山手通り 30m以内 は 60m	35m	－	
2，5 の 地 区 は 高 度 地 区 と 同 数 値					⑥建築物等の高さの最高限度 健全な地域環境の形成を図るため、建築物の高さの最高限度を定めます。 ※地区の区分1では敷地面積による高さの緩和があります。詳細は計画書をご確認ください。
		●	●		⑦建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限 軒・庇・出窓等を、13 ページに示す1号壁面線の範囲内にかけることはできません。
●	●	●	●	●	建築物の外壁や工作物等の色は、刺激的な原色を避け周辺と調和した色調とします。
●	●	●	●	●	⑧垣又はさくの構造の制限 道路に面する垣又はさくの構造は生垣またはフェンスとします。
●	●	●	●	●	⑨土地の利用の制限に関する事項 緑豊かでうるおいのある生活環境の実現を図るため、敷地内の樹木の保存や緑化に努めます。

※詳細は、「3 地区計画の計画書」をご確認ください。

3 地区計画の計画書

平 27. 12. 25
板橋区告示第 524 号

令 6. 12. 20
板橋区告示第 599 号

東京都市計画地区計画の変更（板橋区決定）

都市計画大山駅東地区地区計画を次のように変更する。

名 称		大山駅東地区地区計画
位 置※		板橋区大山東町、栄町及び氷川町各地内
面 積※		約 22. 4ha
地区計画の目標		本地区は、東武東上線大山駅の東側に位置し、駅前商業地や地区中央部をにぎわいの軸として東西に貫く遊座大山商店街などの商業地と、その後背に広がる住宅地から形成され、周辺には複数の公共施設が立地するなど、交通や生活の利便性の高い複合市街地となっている。 板橋区都市づくりビジョン（平成 30 年 3 月）では、本地区を含む大山駅周辺地区は、大山まちづくり総合計画等に基づき、商店街のにぎわいの促進や文化施設の立地といった駅周辺の特徴を活かした都市づくりを進めることとされている。 さらに、大山駅の駅前広場、東武東上線の連続立体交差化及びこれに伴う鉄道付属街路に関する都市計画が令和元年 12 月に決定されたことから、こうした都市基盤整備にあわせて都市機能の再編を図り、地区の回遊の起点となる駅前にふさわしいにぎわいを形成するとともに、駅周辺という立地条件を活かし、さらなるにぎわいの向上や商店街の健全なにぎわいと魅力的な街並みの維持・形成及び密集市街地の安全性の向上を図り、多世代が安全で安心な都市型生活を営むことができる『誰もが「来たくなる」「歩きたくなる」「住みたくなる」まち』の実現をめざす。
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	1 住宅地区① 戸建て住宅と共同住宅が調和した、緑豊かな安全で安心して暮らせる住宅地の形成を図る。 2 住宅地区② 遊座大山商店街の北側の住宅地については、地区内に存する大規模敷地の土地利用転換にあわせて南北の円滑な動線を確認するなど、居住環境の改善を進め、緑豊かな防災性の高い住宅地の形成を図る。南側の住宅地については、戸建て住宅と共同住宅が調和した、緑豊かな安全で快適に暮らせる住宅地の形成を図る。 3 駅前周辺住宅地区 商店街と調和した、緑のある安全で安心して暮らせる住宅地の形成を図る。 4 遊座大山商店街地区 将来にわたって健全な商業機能を維持するとともに、後背地の居住環境に配慮しながら、地区のメインストリートとしてふさわしい街並みに誘導し、安全で快適に買い物や交流ができる沿道型商店街の形成を図る。 5 駅前地区① 東武東上線の連続立体交差事業や駅前広場の整備等にあわせて、地区のにぎわい、交流、回遊性を生み出す新たな駅前の拠点として、将来にわたって健全な商業機能を維持するとともに、後背地の居住環境に配慮しながら地区のメインストリートとしてふさわしい街並みに誘導し、地区の玄関口としてふさわしい土地利用の誘導を図る。 6 駅前地区② 東武東上線の連続立体交差事業や駅前広場の整備等にあわせて、地区のにぎわい、交流、回遊性を生み出す新たな駅前の拠点として、地区の玄関口としてふさわしい土地利用の誘導を図る。 7 補助 26 号線沿道地区 幹線道路の沿道として延焼遮断帯の形成による不燃化を図るとともに、後背地の居住環境に配慮しながら、幹線道路の沿道にふさわしい住宅と商業・業務機能が調和した防災性の高い中高層の複合市街地の形成を図る。 8 山手通り沿道地区①・② 平常時の広域交通や災害時の救急・消火活動などを支える広域幹線道路の沿道として、後背地の居住環境に配慮しながら、住宅と商業・業務機能が調和した防災性の高い中高層の複合市街地の形成を図る。 9 近隣商業地区①・② 駅前周辺地区の将来的な都市基盤整備にあわせて、住宅地の居住環境と調和した商業地の形成を図る。

地区施設の整備の方針	補助第 26 号線と大山駅をつなぐ駅前広場の整備による地域交通結節機能の向上や、連続立体交差事業による地域分断の解消及び鉄道付属街路による新たな交流とにぎわいが生まれる地区内外の交通ネットワークを形成するため、以下の方針を定める。 1 地区内の主要な生活道路として、区画道路 1 号から 4 号までを地区施設に位置付け、地区の生活の軸としての機能の保全を図る。 2 地区内のにぎわいの軸として、区画道路 5 号及び 6 号（遊座大山商店街）を地区施設に位置付け、壁面の位置の制限及び壁面後退区域における工作物の設置の制限を定めることにより、地区施設及び壁面後退区域が一体となった安全で快適な歩行空間の形成をめざす。
建築物等の整備の方針	地区の特性に応じて、以下のように建築物等の整備の方針を定める。 1 住宅地区①・②、駅前周辺住宅地区 (1) 居住環境の維持・保全を図るため、建築物等の用途の制限を定める。 (2) 更なる建築物の密集化を防止し、ゆとりある住環境の形成を図るため、壁面の位置の制限を定める。 (3) 住宅地区①・②では、建築物の共同化を誘導し、良好な居住環境の維持と地域にふさわしい街並みの形成を図るため、敷地規模に応じた建築物等の高さの最高限度を定める。また、駅前周辺住宅地区では、良好な居住環境の維持・形成を図るため、建築物等の高さの最高限度を定める。 (4) 住宅地の街並みの維持・形成を図るため、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を定める。 (5) 震災時の安全性の確保と潤いのある街並みの形成を図るため、道路に面する垣又はさくの構造の制限を定める。 2 遊座大山商店街地区、駅前地区① 建築物の容積率の最高限度、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、壁面後退区域における工作物の設置の制限及び建築物等の高さの最高限度を定めて街並みを誘導しつつ、合理的な土地の有効利用及び良好な街並みの形成を図るため、前面道路幅員による容積率制限及び道路斜線制限を緩和する。 (1) 商業の集積を促進するとともに、健全な商業環境の形成を図るため、建築物等の用途の制限を定める。 (2) 遊座大山商店街地区の街並み景観に配慮しつつ合理的な土地の有効利用を図るため、建築物の容積率の最高限度及び建築物の敷地面積の最低限度を定める。 (3) 安全で快適な商店街の歩行環境を確保するため、壁面の位置の制限及び壁面後退区域における工作物の設置の制限を定める。 (4) 商店街の街並みの維持・形成を図るため、建築物等の高さの最高限度及び建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を定める。 (5) 震災時の安全性の確保と潤いのある街並みの形成を図るため、道路に面する垣又はさくの構造の制限を定める。 3 駅前地区②、補助 26 号線沿道地区、山手通り沿道地区①・②、近隣商業地区①・② (1) 健全な商業環境の形成と居住環境との調和を図るため、建築物等の用途の制限を定める。 (2) 良好な街並みの形成を図るため、建築物等の高さの最高限度及び建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を定める。 (3) 震災時の安全性の確保と潤いのある街並みの形成を図るため、道路に面する垣又はさくの構造の制限を定める。
その他当該区域の整備、開発及び保全に関する方針	1 緑豊かで潤いのある街並みを形成するため、敷地内緑化、屋上緑化、壁面緑化等により緑化を推進する。 2 景観法に基づく景観計画に留意して、良好な都市景観の形成に資する土地利用を図る。

地区整備計画		施設 の配置及 び規模		種 類		名 称			幅 員		延 長		備 考	
				道 路		区画道路 1 号※			11.0m		約 160m		既設	
						区画道路 2 号※			8.1～10.0m		約 200m		既設	
						区画道路 3 号※			6.3～8.1m		約 444m		既設	
						区画道路 4 号			6.3m		約 90m		既設	
						区画道路 5 号※			6.0～8.0m		約 430m		既設	
						区画道路 6 号			6.3m		約 90m		既設	
建築物等に関する事項	地区の区分	名 称		住宅地区①	住宅地区②	駅前周辺住宅地区	遊座大山商店街地区		駅前地区①		駅前地区②、補助26号線沿道地区、山手通り沿道地区①・②、近隣商業地区①・②			
		面 積		約0.7ha	約 11.1ha	約 1.0ha	約 2.5ha		約 0.7ha		約 6.4ha			
	建築物等の用途の制限※		次に掲げる建築物を建築し、又は建築物へ用途を変更してはならない。 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 6 項に規定する「店舗型性風俗特殊営業」、第 7 項に規定する「無店舗型性風俗特殊営業」、第 8 項に規定する「映像送信型性風俗特殊営業」、第 9 項に規定する「店舗型電話異性紹介営業」、第 10 項に規定する「無店舗型電話異性紹介営業」及び第 11 項に規定する「特定遊興飲食店営業」。											
	—		2 勝馬投票券発売所、場外車券売場及び勝舟投票券発売所その他これらに類するもの 3 ぱちんこ屋その他これに類するもの ただし、この地区計画の決定の告示日において、現に使用されている建築物の敷地で当該用途に供するものについては適用しない。											
4 マージャン屋、射的場、カラオケボックスその他これらに類するもの 5 区画道路 5 号及び 6 号に面する建築物の地上 1 階部分が、住宅、共同住宅、寄宿舍又は下宿（これらに付属する自動車車庫を含む。）若しくは倉庫業を営む倉庫（以下「住宅等」という。）の用途に供するもの。 ただし、住宅等の出入り口に類するもの若しくは敷地の形態上又は用途上やむを得ないと区長が認めるものはこの限りでない。														

	建築物の容積率の最高限度※	—	1 建築物の容積率の最高限度は、計画図 3 に示す 1 号壁面線が定められている敷地においては 10 分の 40 とする。 ただし、山手通りの道路境界から 30m の区域内に存する敷地はこの限りでない。 2 建築基準法第 59 条の 2 第 1 項等に基づき、特定行政庁による容積率制限の特例を受けた建築物にあっては前項の規定は適用しない。	1 建築物の容積率の最高限度は、都市計画により定められた容積率 10 分の 50 と、次の各号の区分に応じた式により算出される容積率のうち、いずれか小さい方の数値とする。 (1) 計画図 3 に示す 1 号壁面線が定められた敷地：$(W + a) \times b$ (2) 壁面線が定められていない敷地：$W \times b$ W: 建築基準法上の前面道路の幅員（単位 m） a : 道路の反対側の敷地にも壁面線が定められている場合は、1.0 道路の反対側の敷地に壁面線が定められていない場合は、0.5 b : 6/10 2 建築基準法第 59 条の 2 第 1 項等に基づき、特定行政庁による容積率制限の特例を受けた建築物にあっては前項の規定は適用しない。	—
--	----------------------	----------	--	---	----------

	建築物の敷地面積の最低限度	—	50 m² ただし、次の各号のいずれかに該当する土地について、その全部を一の敷地として使用する場合は、この限りではない。 1 この地区計画の決定の告示日において、現に建築物の敷地として使用されている土地で当該規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば当該規定に適合しないこととなる土地 2 この地区計画の決定の告示日以降において、都市計画道路等の公共施設の用地として提供したことにより減少した土地 3 地区計画の決定告示日以降において、都市計画道路等の公共施設の用地を提供するために、本地区計画区域内の他の土地に移転した場合の移転後の土地 4 巡査派出所、公衆電話所、公衆便所、防災倉庫その他これらに類する公益上必要な建築物の土地	—
	壁面の位置の制限	隣地境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離は、敷地面積が 60m² 以上の場合は、0.5m 以上とする。 ただし、この限度に満たない距離にある建築物又は建築物の各部分が次の各号の一に該当する場合はこの限りでない。 (1) 物置その他これに類する用途(自動車車庫を除く。)に供し、軒の高さが 2.3m 以下で、かつ床面積の合計が 5m² 以内であるもの (2) 自動車車庫(階数が 2 以上のものを除く。) (3) 床面積に算入されない出窓の部分で、外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が 3m 以下のもの	計画図 3 に示す 1 号壁面線が定められている敷地においては、建築物の外壁又はこれに代わる柱(以下「外壁等」という。)の面及び当該建築物に付属する門又は塀の面から道路境界線までの距離は、0.5m 以上とする。 ただし、高さ 13m を超える部分の外壁等の面から道路境界線までの距離は、2m 以上とする。	—

	壁面後退区域における工作物の設置の制限	—		壁面の位置の制限で定められた壁面線と道路境界線との間の土地の区域については、門、塀、さく、自動販売機、その他交通の妨げとなるような工作物を設置してはならない。 ただし、街路灯その他公益上必要なものはこの限りでない。		—
	建築物等の高さの最高限度	1 建築物の高さの最高限度は、次のとおりとする。				
		17m ただし、次の各号の一に該当する場合は、当該数値とする。 (1)500 m ² 以上1000 m ² 未満の敷地は25m (2)1000 m ² 以上の敷地は35m	35m	25m ただし、山手通りの道路境界から30mの区域は60mとする。	35m	近隣商業地区①：35m 補助 26 号線沿道地区、近隣商業地区②：40m 駅前地区②、山手通り沿道地区②：45m 山手通り沿道地区①：60m
	2 第1項において、階段室、昇降機塔その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が、当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、5mまでは当該建築物の高さに算入しない。 3 建築基準法第59条の2第1項等に基づき、特定行政庁の許可を受けた建築物は、この限りでない。					
	建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	1 建築物の軒、庇、出窓その他これらに類するものは、計画図2に示す1号壁面線の範囲内にかかる形態としてはならない。 ただし、地盤面からの高さが3.5mを超える部分はこの限りではない。 2 建築物の外壁及び屋根の色彩は刺激的な原色を避け、周辺環境や地域の街並みとの調和に配慮したものとする。 3 工作物、広告物は、刺激的な色彩を避け、周辺環境と調和し、良好な景観の形成に資するものとする。				
	垣又はさくの構造の制限	道路に面して設ける垣又はさくの構造は、生け垣又はフェンスとし、コンクリートブロック造、補強コンクリートブロック造、石造、レンガ造その他これらに類する構造としてはならない。 ただし、地盤面から高さ0.6m以下の部分はこの限りでない。				
	土地の利用に関する事項	緑豊かでうるおいのある生活環境を実現するため、敷地内では既存の樹木の保存を図るとともに、沿道緑化、屋上緑化及び壁面緑化などに努める。				

※印は知事協議事項

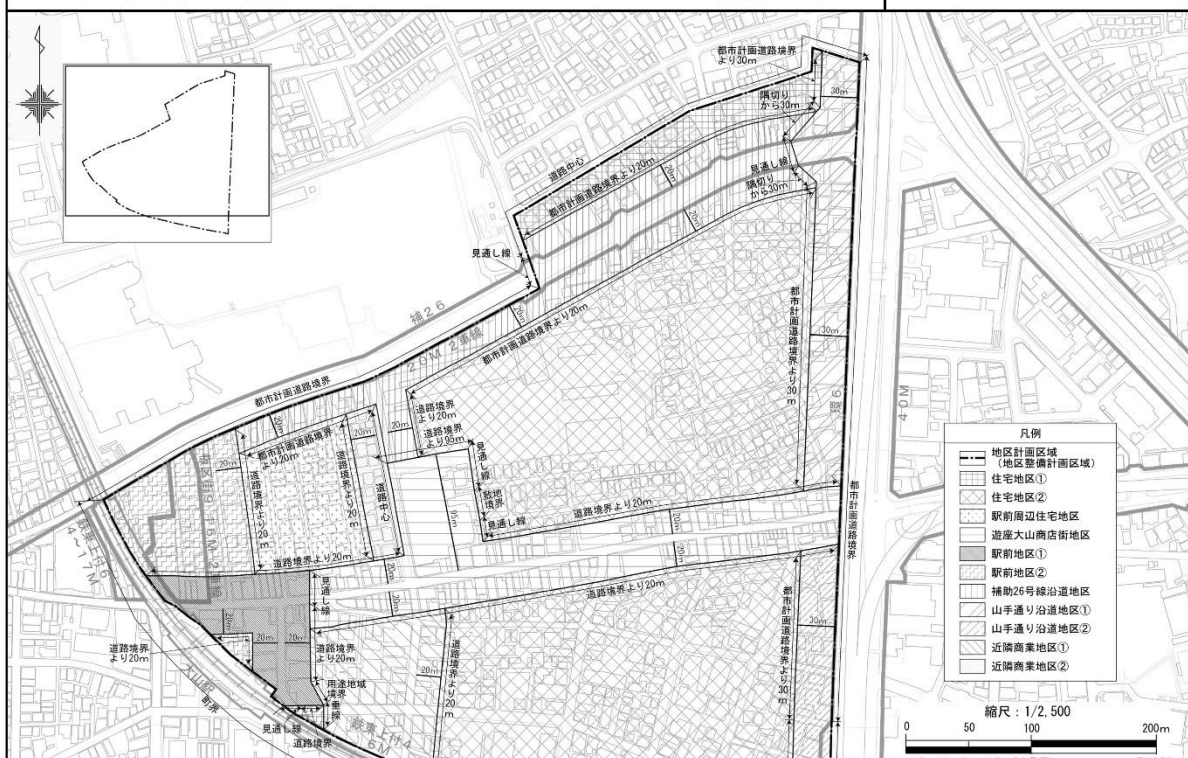
「区域、地区の区分、地区施設の配置及び壁面の位置の制限については、計画図表示のとおり。」

理由：駅近接の商業地及び住宅地からなる市街地において、大山駅の駅前広場、東武東上線の連続立体交差化及びこれに伴う鉄道付属街路に関する都市計画が令和元年12月に決定されたことを踏まえ、にぎわいのある商業地と安全・安心で良好な住環境を維持するとともに、合理的な土地利用を図るため地区計画を変更する。

東京都市計画地区計画
大山駅東地区地区計画 計画図 1-1

〔板橋区決定〕

確 認 令和6年 2月 7日
所管部課 板橋区都市整備部都市計画課

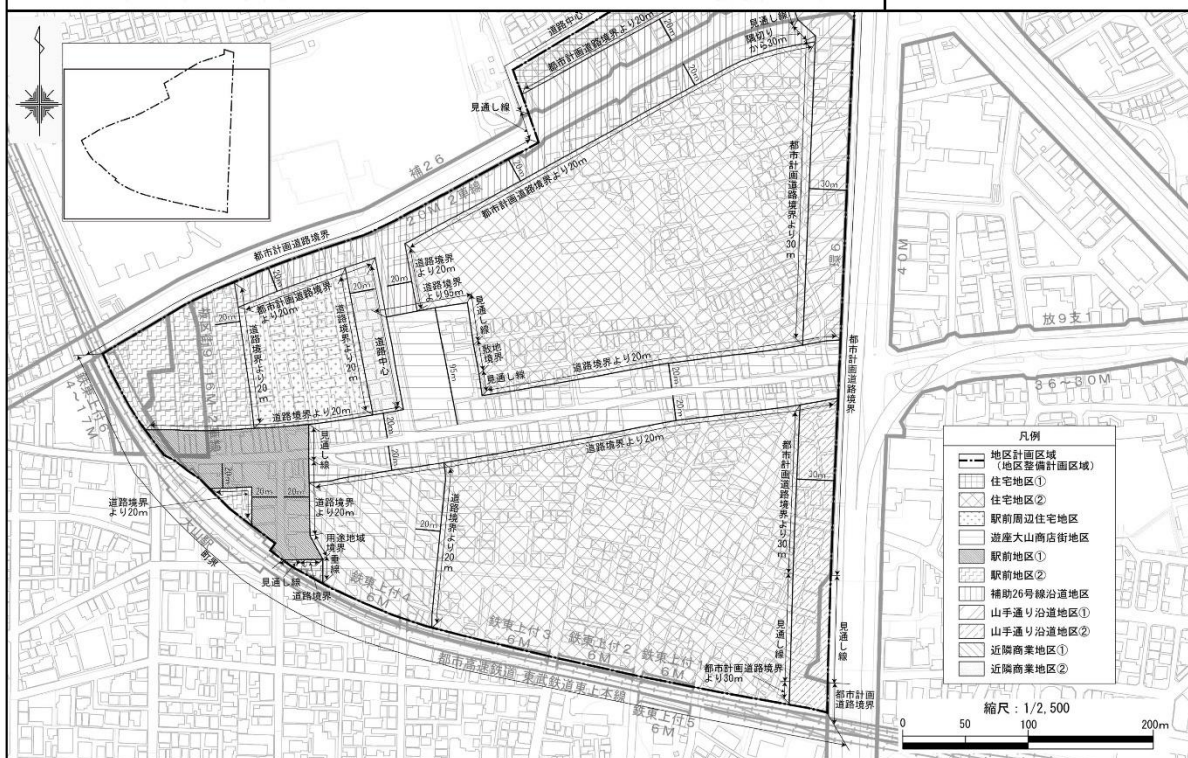


この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 1/2,500 の地形図（道路網図）を使用して作成したものである。（承認番号）6 都市基文測第 112 号、令和 6 年 8 月 9 日
ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。（承認番号）6 都市基研部第 164 号、令和 6 年 8 月 6 日

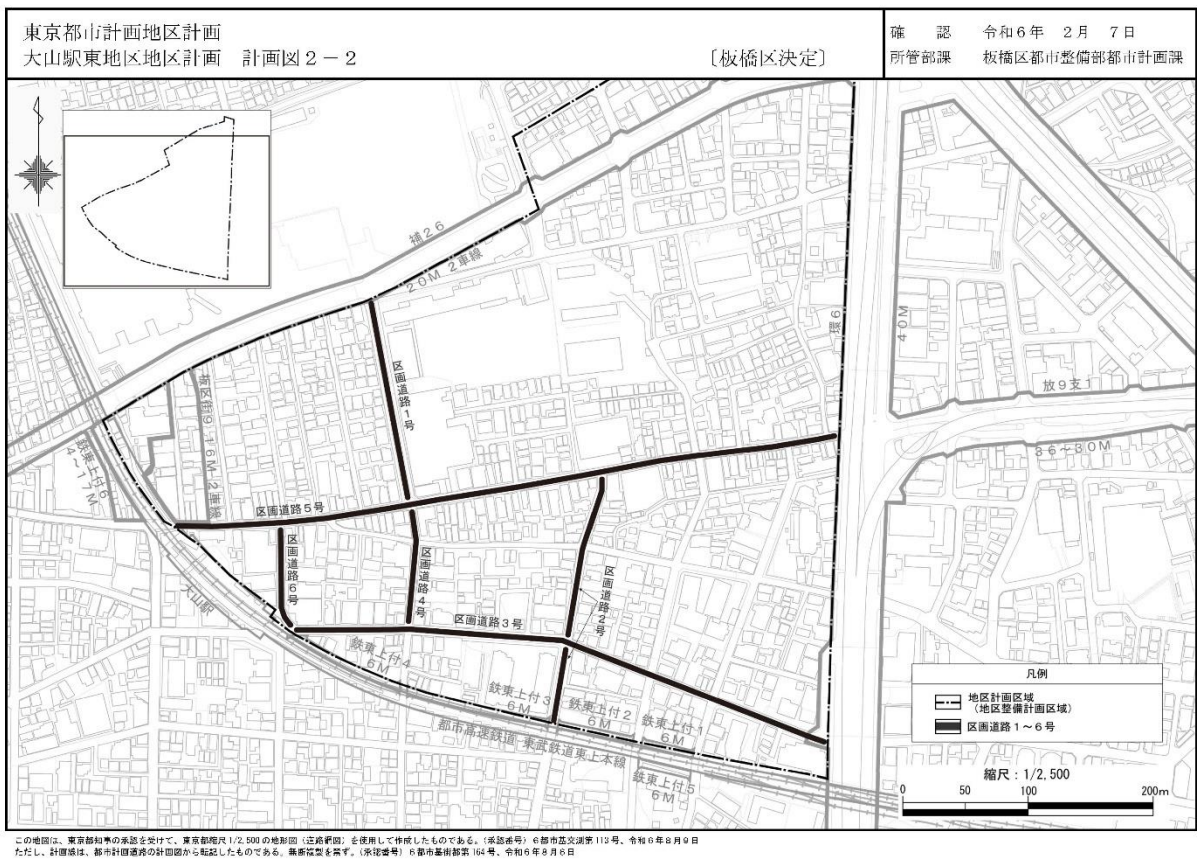
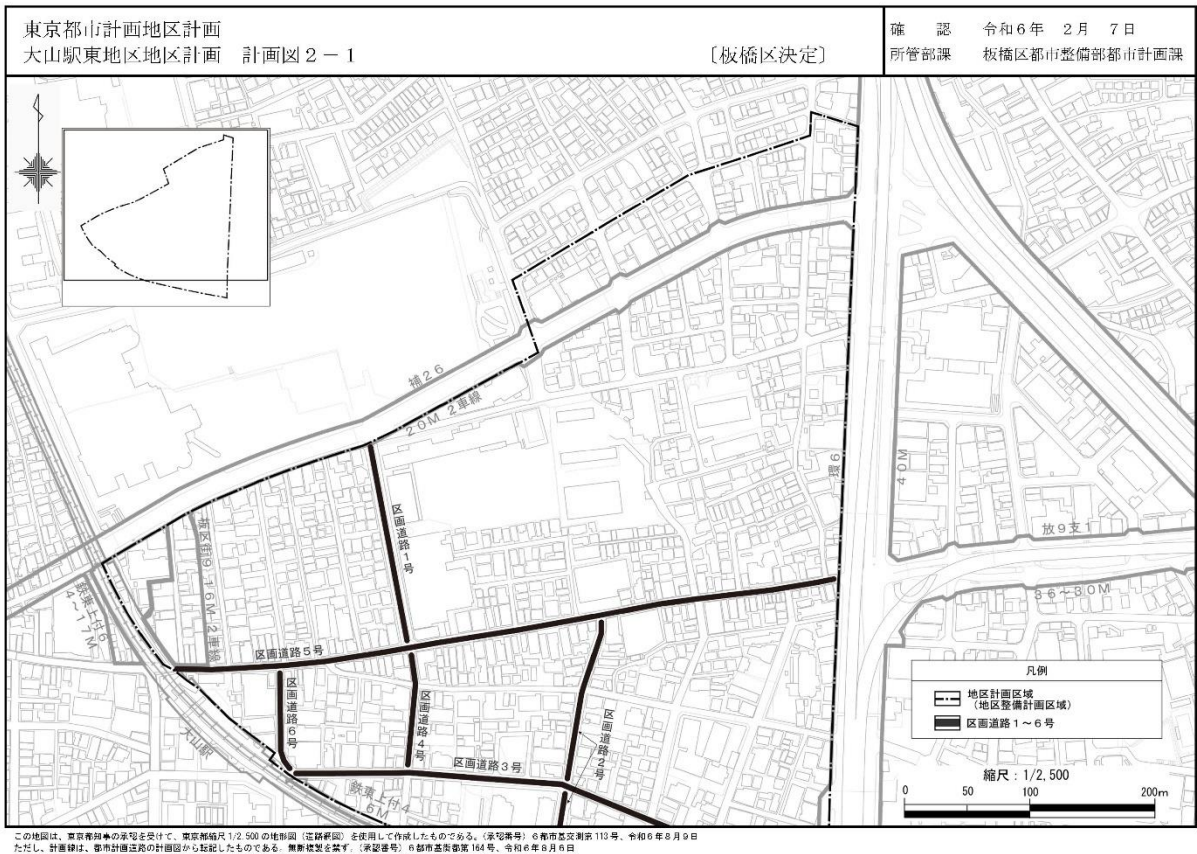
東京都市計画地区計画
大山駅東地区地区計画 計画図 1-2

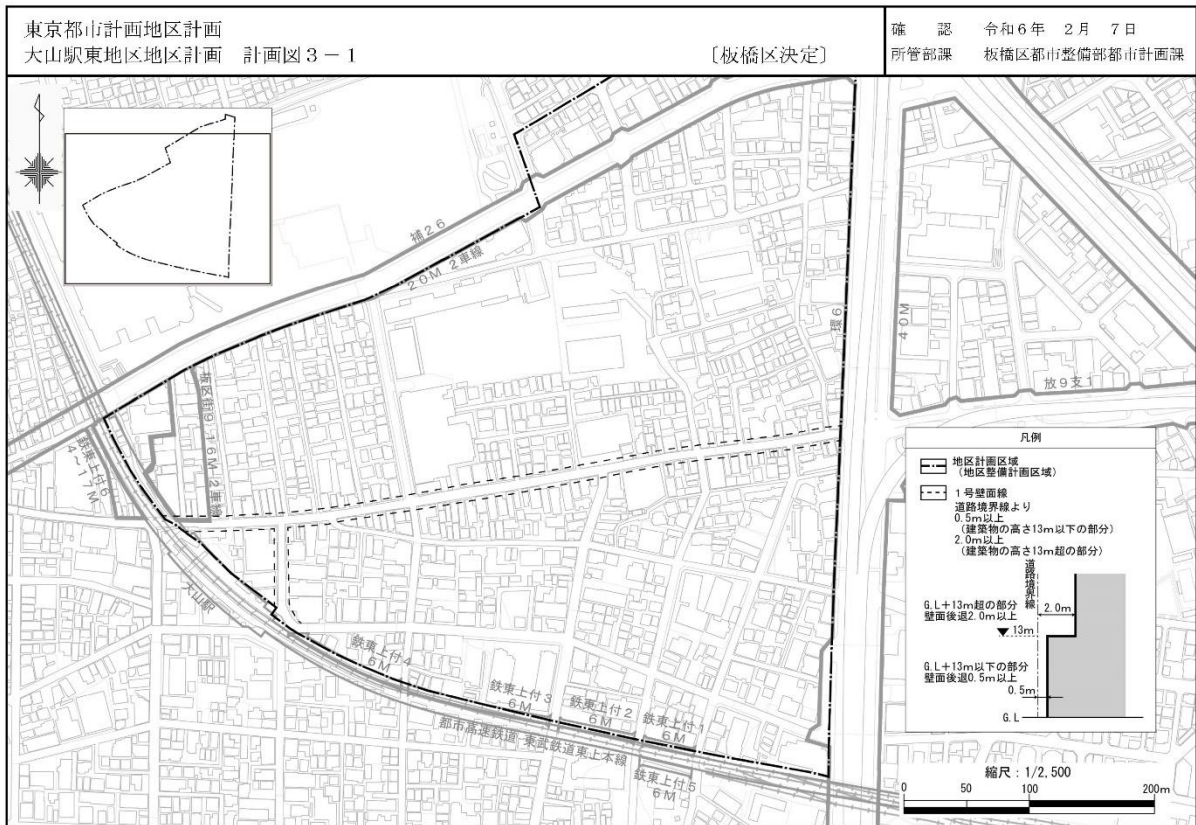
〔板橋区決定〕

確 認 令和6年 2月 7日
所管部課 板橋区都市整備部都市計画課



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 1/2,500 の地形図（道路網図）を使用して作成したものである。（承認番号）6 都市基文測第 113 号、令和 6 年 8 月 9 日
ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。（承認番号）6 都市基研部第 164 号、令和 6 年 8 月 6 日





4 地区計画の解説

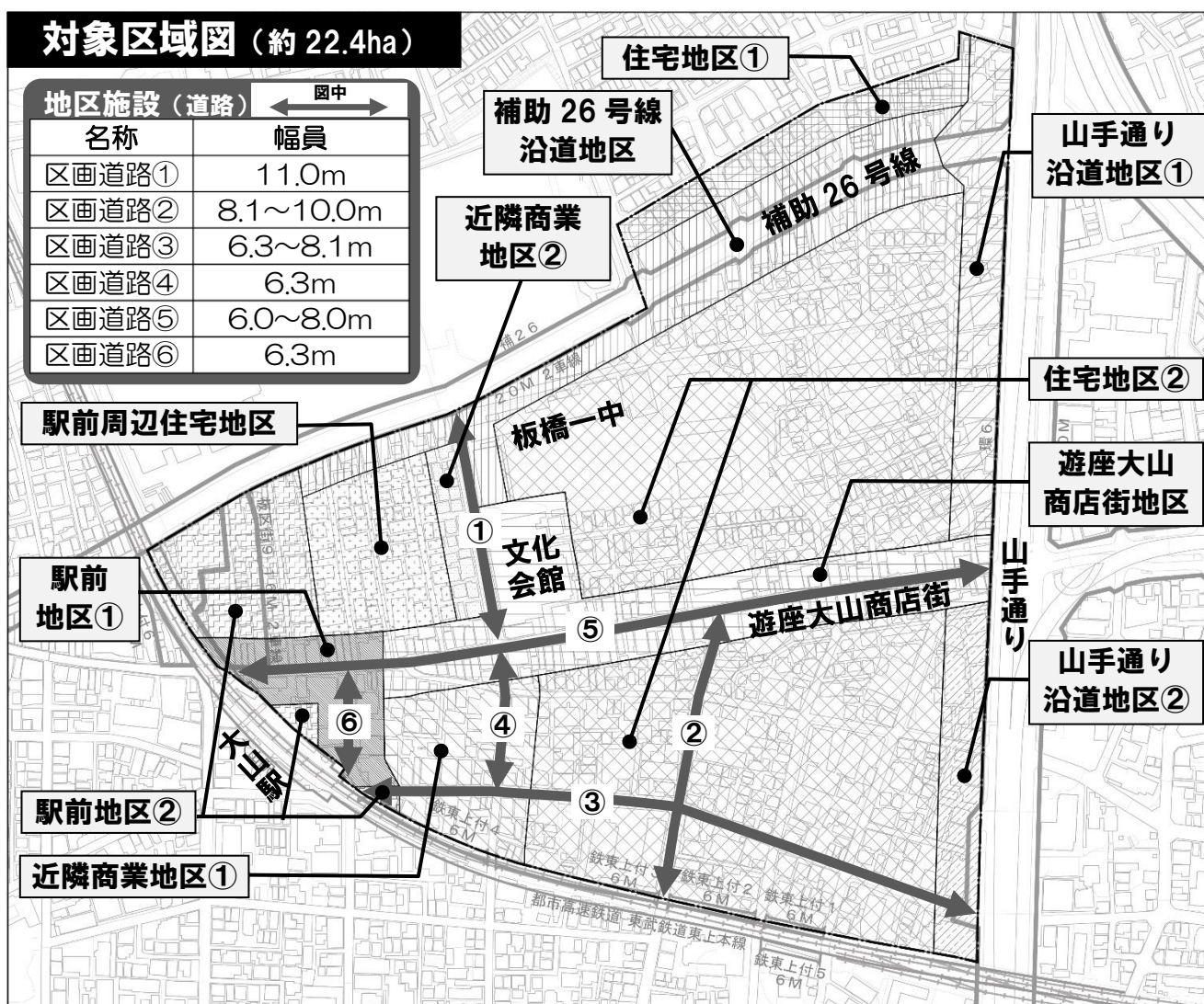
■ 地区区分、地区施設の配置について

【地区区分について】

地区の特性にあわせたまちの将来像を実現するため、地区を 11 地区に区分し、それぞれの地区ごとに、地区整備計画（ルール）を定めています。

【地区施設の配置について】

- ① 区画道路 1 号から 4 号は、地区内の主要な生活道路として地区施設に位置付け、地区の生活の軸としての機能の維持を図ります。
- ② 区画道路 5 号と 6 号（遊座大山商店街）は、地区内のにぎわいの軸として地区施設に位置付け、壁面の位置の制限及び壁面後退区域における工作物の設置の制限を定めることにより、地区施設及び壁面後退区域が一体となった安全で快適な歩行空間の形成を目指します。



■ 建築物等の用途の制限について

建築基準法による「用途地域」の制限に加えて、地区計画において以下のように建物の用途を制限します。

対象地区

地区全域

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項に規定する「店舗型性風俗特殊営業」、第7項に規定する「無店舗型性風俗特殊営業」、第8項に規定する「映像送信型性風俗特殊営業」、第9項に規定する「店舗型電話異性紹介営業」、第10項に規定する「無店舗型電話異性紹介営業」及び第11項に規定する「特定遊興飲食店営業」の用途に供するものを制限します。

対象地区

「遊座大山商店街地区」「駅前地区①」

○区画道路5号及び6号に面する建築物の地上1階部分が、住宅、共同住宅、寄宿舍又は下宿（これらに付属する自動車車庫を含む。）若しくは倉庫業を営む倉庫（以下「住宅等」という。）の用途に供するものを制限します。

※ただし、住宅等の出入り口に類するもの若しくは敷地の形態上又は用途上やむを得ないと区長が認めるものはこの限りではありません。

- 例）敷地が路地状部分のみによって区画道路5号及び6号に接していて、建築物の1階が当該接道部から容易に見通せない場合
- 例）区画道路5号及び6号に接している敷地で、地盤面と道路中心の高さに高低差がある場合で、建築物の1階が当該接道部から容易に見通せない場合

対象地区

「住宅地区①」以外の地区

○勝馬投票券発売所、場外車券売場及び勝舟投票券発売所その他これらに類するものを制限します。

○ぱちんこ屋その他これに類するものを制限します。

※ただし、既存店舗が現在の敷地で建替えを行う場合は除きます。

※なお「住宅地区①」では、建築基準法により上記用途が既に制限されています。

対象地区

「住宅地区②」「駅前周辺住宅地区」

○マージャン屋、射的場、カラオケボックスその他これらに類するものを制限します。

■ 建築物の容積率の最高限度について

合理的な土地利用を図るため、道路状空間の拡充に応じた、建築物の容積率を定めます。
本ルールを適用するためには、建築基準法上の認定が必要となります。

対象地区

「駅前地区①」

○計画図3に示す1号壁面線が定められている敷地においては、都市計画により定められた容積率10分の50と、次の各号の区分に応じた式により算出される容積率のうち、いずれか小さい方の数値とします。

(1) 壁面線が定められた敷地： $(W + a) \times b$

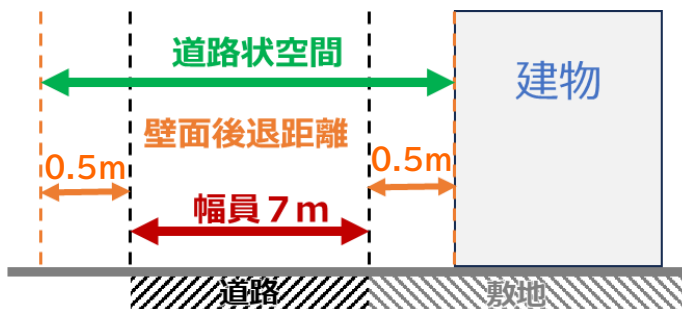
(2) 壁面線が定められていない敷地： $W \times b$

W：道路状空間（道路幅員＋壁面後退距離a）の幅員×用途地域ごとの係数b

a：道路の反対側の敷地も壁面線が定められている場合は、1.0m

道路の反対側の敷地に壁面線が定められていない場合は、0.5m

b：6/10



計算例)

・道路幅員7m、道路の反対側も壁面線が定められている場合

① $(7\text{m} + 0.5\text{m} + 0.5\text{m}) \times 0.6 = 480\%$

② 指定容積率500%

↓
①480% < ②500%

■ 建築物の敷地面積の最低限度について

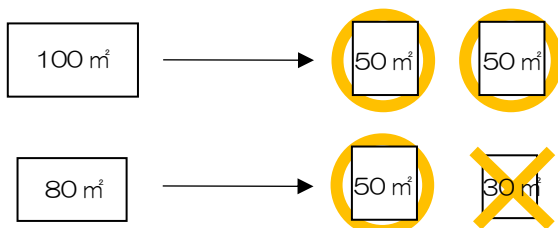
過度な敷地の細分化が進まないように、敷地面積の最低限度を定めます。

対象地区

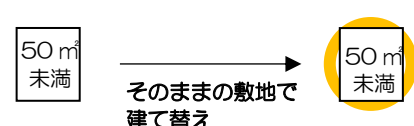
「遊座大山商店街地区」「駅前地区①」

○建築物の敷地面積の最低限度を、50㎡とします。ただし、地区計画の決定・変更告示日において50㎡未満である敷地では、その面積を最低限度として建築が可能です。

● 地区計画決定・変更告示日：50㎡を超える場合



● 地区計画決定・変更告示日：50㎡を下回る場合



○：建物を建てることのできる敷地
×：建物を建てられない敷地

■ 壁面の位置の制限について

住宅地においては、更なる建築物の密集化を防止し、ゆとりある住環境の形成を図るために、商店街においては、街並み形成を図るために、壁面の位置の制限を定めます。

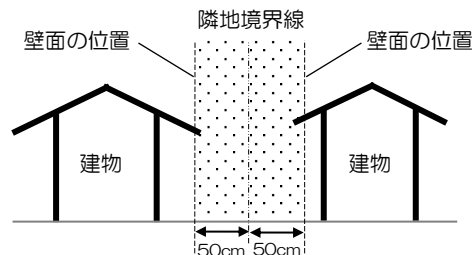
対象地区

「住宅地区①」「住宅地区②」「駅前周辺住宅地区」

○敷地面積 60 ㎡以上の場合、隣地境界線から 50cm 以上離して建物を建てなくてはなりません。（庇は超えてもかまいません。）

※ただし、物置、自動車車庫、出窓は、次のような場合は越えてもかまいません。

- （１）物置等で、軒の高さが 2.3m 以下で、かつ床面積の合計が 5 ㎡以内のもの
- （２）自動車車庫で、階数が 2 未満のもの
- （３）出窓の部分で、外壁やこれにかわる柱の中心線の長さの合計が 3m 以下のもの



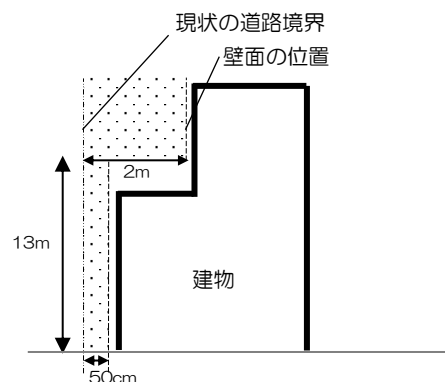
対象地区

「遊座大山商店街地区」「駅前地区①」

○計画図 3 に示す 1 号壁面線が定められている敷地において、道路境界線から 50cm 以上離して建物を建てなくてはなりません。

○なお、建物の高さ 13m を超える部分は、道路境界線から 2m 以上離して建てなくてはなりません。

※壁面の位置が制限される敷地で、地区計画の内容に適合する建築物については、建築基準法 68 条の 5 の 5 に基づく特定行政庁の認定を受けることにより、前面道路幅員による容積率制限や道路斜線制限の緩和を受けることができます。



建築基準法第 68 条の 5 の 5 に基づく認定に関するお問い合わせ先

板橋区 都市整備部 建築指導課 意匠審査係

区役所 5 階 16 番窓口 直通電話 03-3579-2573

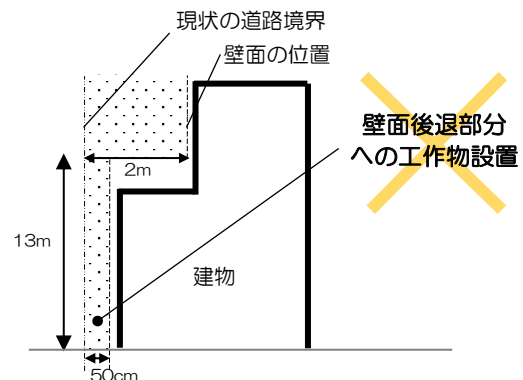
■ 壁面後退区域における工作物の設置の制限について

安全で快適な商店街の歩行環境を確保するため、壁面後退区域における工作物の設置の制限を定めます。

対象地区

「遊座大山商店街地区」「駅前地区①」

- 壁面後退部分には、門、塀、さく、自動販売機、その他交通の妨げとなるような工作物を設置しないようにします。
- ※ただし、街路灯など、公益上必要なものは設置できます。

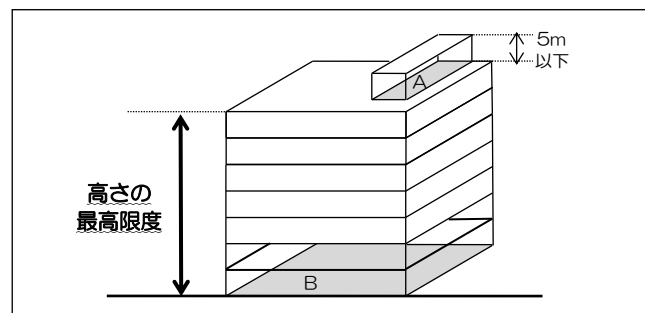


■ 建築物等の高さの最高限度について

地区ごとにふさわしい建築物等の高さの最高限度を定めます。

対象地区	高さの最高限度	目的
住宅地区①	17m	建築物の共同化を誘導し、良好な居住環境の維持と地域にふさわしい街並みの形成
住宅地区②	ただし、次の各号の一に該当する場合は、当該数値とする。 (1) 500㎡以上 1000㎡未満の敷地は 25m (2) 1000㎡以上の敷地は 35m	
遊座大山商店街地区	25m ただし、山手通りの道路境界から 30m の区域は 60m とする。	商店街の街並みの維持・形成
駅前地区①	35m	
駅前周辺住宅地区	35m	良好な街並みの形成
駅前地区②	45m	
補助 26 号線沿道地区	40m	
山手通り沿道地区①	60m	
山手通り沿道地区②	45m	
近隣商業地区①	35m	
近隣商業地区②	40m	

※階段室、昇降機塔その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計（図のAの部分）が、当該建築物の建築面積（図のBの部分）の 8 分の 1 以内の場合においては、その部分の高さは 5m 以下であれば、高さの最高限度を超えてつくることができます。



※建築基準法第 59 条の 2 第 1 項等に基づき、特定行政庁の許可を受けた建築物は、この限りではありません

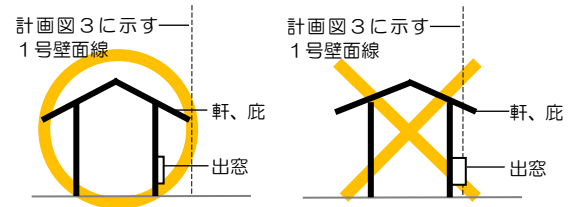
■ 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限について

地区にふさわしい街並み形成を図るため、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を定めます。

対象地区

「遊座大山商店街地区」「駅前地区」

○軒、庇、出窓は、計画図3に示す1号壁面線の範囲内にかからないようにします。
ただし、地盤面から3.5mを超える部分は除きます。

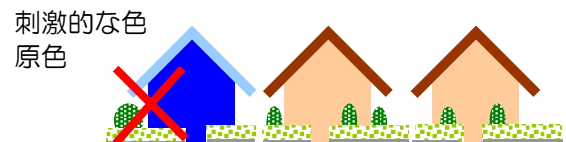


対象地区

地区全域

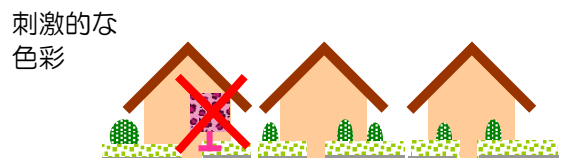
【外壁及び屋根の色について】

○良好な環境の形成を図るため、建物等の屋根及び外壁の色は、刺激的な原色を避け、周辺環境や地域の街並みとの調和に配慮したものとします。



【工作物・広告物について】

○良好な環境の形成を図るため、工作物、広告物は、刺激的な色彩を避け、周辺環境と調和したものとします。



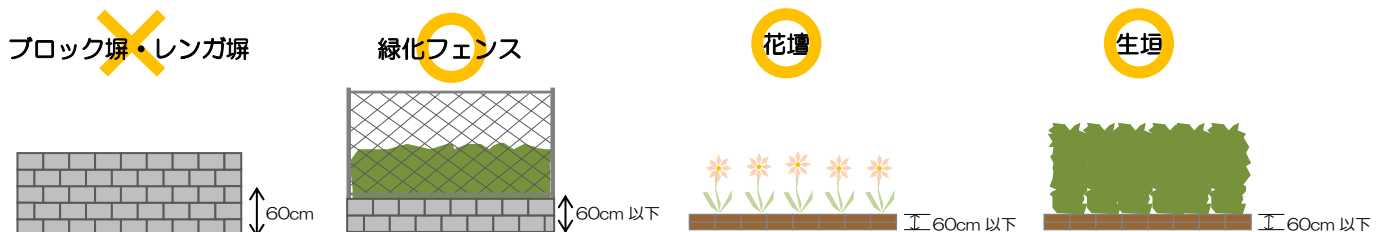
■ 垣又はさくの構造の制限

震災時の安全性の確保と潤いのある街並みの形成を図るために、垣又はさくの構造の制限を定めます。

対象地区

地区全域

○道路の沿道は、生け垣や透過性のあるフェンス等にすることとします（高さ60cm以下の部分については対象外）。ただし、隣地境界側については制限していません。



地区計画に関するお問い合わせは・・・

〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目6番1号

(区役所北庁舎5階16番窓口)

板橋区都市整備部建築指導課意匠審査係

TEL 03-3579-2573 (直通)

令和6年12月作成